

センシティブ品目一覧表（出所：EAC 共通対外関税率表 第2表（[EAC Common External Tariff, Schedule 2](#)）

	HS code	品名概要	輸入関税率など
04.01		ミルクおよびクリーム（濃縮もしくは、砂糖や甘味料など添加したものを除く）	
	0401.10.00	脂肪分が重量で1%を超えないもの	60%
	0401.20.00	脂肪分が重量で1%を超えるが、6%を超えないもの	60%
	0401.40.00	脂肪分が重量で6%を超えるが、10%を超えないもの	60%
	0401.50.00	脂肪分が重量で10%を超えるもの	60%
04.02		ミルクおよびクリーム（濃縮したもの、砂糖や甘味料など添加したもの）	
	0402.10.00	粉末などの固体の形態で、脂肪分が重量で1.5%を超えないもの	60%
	0402.21.00	砂糖など甘味料を添加していないもの	60%
	0402.29.00	その他	60%
	0402.91.00	砂糖など甘味料を添加していないもの	60%
	0402.99.00	その他	60%
04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他の発酵させ又は酸性化したミルクおよびクリーム。（濃縮もしくは乾燥してあるかないか、又は砂糖、甘味料、香料、果実、ナッツ、ココアなどの添加物を含んでいるかどうかを問わない。）	

ケニア貿易管理制度／輸入管理その他

	0403.20.00	ヨーグルト	60%
	0403.90.00	その他	60%
04.06		チーズと凝固したミルク	
	0406.10.00	フレッシュ（未熟または未硬化）チーズ、乳清チーズと凝固したミルクを含む。	60%
	0406.20.00	おろしチーズ、または粉チーズ	60%
	0406.30.00	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く）	60%
	0406.40.00	ブルーベインチーズなどアオカビを含むもの	60%
	0406.90.00	その他のチーズ	60%
10.05		メイズ（トウモロコシ）	
	1005.90.00	その他	50%
10.06		米	
	1006.10.00	もみ殻付き米	75%または345ドル／トンのいずれか高い方
	1006.20.00	玄米	75%または345ドル／トンのいずれか高い方
	1006.30.00	半精米または全精米	75%または345ドル／トンのいずれか高い方
	1006.40.00	碎米	75%または345ドル／トンのいずれか高い方

11.01		小麦粉またはメスリン粉	
	1101.00.00	小麦粉またはメスリン粉	50%
11.02		穀粉（小麦粉およびメスリン粉を除く）	
	1102.20.00	メイズ（トウモロコシ粉）	50%
	1102.90.10	米粉	75%または 345 ドル／トンのいずれか高い方
17.01		サトウキビ糖またはビート糖および化学的に純粋なショ糖（固形に限る）	
	1701.12.10	てん菜糖（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの）	100%または 460 ドル／トンのいずれか高い方
	1701.12.90	その他	100%または 460 ドル／トンのいずれか高い方
	1701.13.10	サトウキビ糖（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が検糖計の読みで 69 度以上 93 度未満に相当するもの）	100%または 460 ドル／トンのいずれか高い方
	1701.13.90	その他	100%または 460 ドル／トンのいずれか高い方
	1701.14.10	その他のサトウキビ糖（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの）	100%または 460 ドル／トンのいずれか高い方
	1701.14.90	その他	100%または 460 ドル／トンのいずれか高い方

	1701.91.00	香料料または着色料を加えたもの	100%または 460 ドル／ トンのいずれか高い方
	1701.99.10	その他のもの（氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの）	100%または 460 ドル／ トンのいずれか高い方
	1701.99.90	その他	100%または 460 ドル／ トンのいずれか高い方
52.08		綿織物（綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る）	
	5208.51.10	カンガ、キテング、キコイ（平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以下のもの）	50%
	5208.52.10	カンガ、キテング、キコイ（平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラムを超えるもの）	50%
52.09		綿織物（綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるもの）	
	5209.51.10	カンガ、キテング、キコイ（平織りのもの）	50%
52.10		綿織物（綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分 が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のも のに限る）	
	5210.51.10	カンガ、キテング、キコイ（平織りのもの）	50%

52.11		綿織物（綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるもの）	
	5211.51.10	カンガ、キテング、キコイ（平織りのもの）	50%
52.12		その他の綿織物（重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもの）	
	5212.15.10	カンガ、キテング、キコイ（なせんしたもの）	50%
	5212.25.10	カンガ、キテング、キコイ（なせんしたもの）	50%
55.13		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラム以下のものに限る）	
	5513.41.10	カンガ、キテング、キコイ（ポリエステル短繊維で平織りのものに限る）	50%
55.14		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラムを超えるもの）	
	5514.41.10	カンガ、キテング、キコイ（ポリエステル短繊維で平織りのものに限る）	50%
62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類	
	6211.42.10	カンガ、キテング、キコイ（綿製のもの）	50%
	6211.43.10	カンガ、キテング、キコイ（人造繊維製のもの）	50%
	6211.49.10	カンガ、キテング、キコイ（その他の紡織用繊維製のもの）	50%

ケニア貿易管理制度／輸入管理その他

63.02		ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン	
	6302.21.00	綿製のもの	50%
	6302.31.00	綿製のもの	50%
	6302.51.00	綿製のもの	50%
	6302.91.00	綿製のもの	50%